

2016年6月8日
みずほ銀行（中国）有限公司
中国アドバイザー一部

—金融政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第422号）

国家外貨管理局・中国人民銀行上海本部、 国外機関投資家によるインターバンク 市場での債券投資で実施細則を公布

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資に関する実施細則が出揃いました。国家外貨管理局は、2016年5月27日付で『国外機関投資家によるインターバンク債券市場投資に関連する外貨管理問題についての通達』（匯発[2016]12号、以下『12号通達』という）を公布。中国人民銀行（PBOC）上海本部も、同日付で『国外機関投資家によるインターバンク債券市場投資届出管理実施細則』（中国人民銀行上海本部公告[2016]第2号、以下『2号公告』という）を公布しました。

『12号通達』と『2号公告』は、いずれも国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資に関する当局への届出手続や制限事項等を規定したものです。国外の銀行や証券会社、保険会社、年金ファンドといった国外機関投資家は、決済業務を取り扱う国内の代理銀行を通じて PBOC 上海本部への届出手続を行った後、インターバンク市場で債券投資を行えるようになります。

□ 投資限度額は自主的に決定

PBOC は、2016年2月17日付で『国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資に関連する事項のさらなる適切な遂行についての公告』（中国人民銀行公告[2016]第3号、以下『3号公告』という）を公布¹。インターバンク債券市場に参入可能な機関投資家の対象を大きく広げました。

【図表】インターバンク債券市場の開放対象と取引種類

開放対象	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関（商業銀行、保険会社、証券会社、ファンド管理会社、その他の資産管理機構等） ✓ 上記の金融機関が販売する投資商品 ✓ 年金ファンド、慈善ファンド、寄付ファンド等の PBOC が認める中長期機関投資家
取引種類	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 現物取引 ✓ リスクヘッジ需要に基づく債券貸借、債券先渡、金利スワップ、金利先渡契約等の取引

（関連通達および当局発表に基づき、中国アドバイザー一部作成）

¹ 『3号公告』の詳細については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第417号をご参照ください。以下の URL よりダウンロードできます。⇒ <http://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0429-XF-0105.pdf>

実施細則である『12号通達』と『2号公告』の公布により、国外機関投資家の参入が本格化することになります。

『3号公告』は、国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資に限度額を設けず、代わりにPBOCがマクロプルーデンス管理を実施すると明記していました（第3条）。今回の『2号公告』と合わせて発表されたPBOC上海本部の声明も、投資期限と投資限度額を国外機関投資家が自主的に決定できる点を強調しています。ただし、『2号公告』は国外機関投資家が届出完了日から9カ月以内に届出時に設定した投資規模の50%の投資元本を払い込まなければならないと規定している（第8条）ことから、国外機関投資家には投資計画に合わせた規模の設定が求められます。

一方、『12号通達』は国外機関投資家が投資元本や収益を対外送金する時、外貨対人民元の比率を累計で入金時の外貨対人民元の比率と基本的に一致させなければならない、比率の上下変動幅は10%を超えてはならないとしている（第4条）ため、留意が必要です。

*

『12号通達』と『2号公告』は、公布日より施行されています。その詳細については、3ページからの日本語仮訳および13ページからの中国語原文をご参照ください。中央国債登記決済有限責任公司等の取引仲介機関が公表した『国外機関投資家によるインターバンク市場参入のネットワーク接続および口座開設オペレーションガイドライン』（中債字[2016]52号）も合わせて掲載しています。

【みずほ銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部】

(日本語仮訳)

国家外貨管理局
匯発[2016]12号
国外機関投資家によるインターバンク債券市場投資に
関連する外貨管理問題についての通達

国家外貨管理局各省・自治区・直轄市分局・外貨管理部、深圳・大連・青島・アモイ・寧波市分局、各中資外貨指定銀行：

国外機関投資家による国内インターバンク債券市場への投資の外貨管理を規範化するため、『中華人民共和国外貨管理条例』および関連規定に基づき、ここに関連する外貨管理事項について以下のように通知する。

1. 本通達という国外機関投資家とは、『中国人民銀行公告[2016]第3号』の要求に合致し、中華人民共和国銀行国外で法に基づき登録・設立した商業銀行、保険会社、証券会社、ファンド管理会社およびその他の資産管理機構等の各種金融機関、上述の金融機関が法令遵守で顧客に向けて発行する投資商品、ならびに年金ファンド、慈善ファンド、寄付ファンド等の中国人民銀行が認めるその他の中長期機関投資家を指す。
2. 国外機関投資家による国内インターバンク債券市場への投資は登記を行わなければならない。国外機関投資家は、中国人民銀行上海本部の届出通知書の有効期限内に、その決済代理人を通じて国家外貨管理局資本項目情報システム（以下「システム」という）で登記を行わなければならない。決済代理人は、国外機関投資家の届出通知書のコピーを保管して検査に備えなければならない。

決済代理人は、国外機関投資家のために初めて業務登記を行うとき、システムにおいて国外機関投資家がすでに主体情報を有しているか否かを検索しなければならない。主体情報がない場合、決済代理人は国家外貨管理局所在地分局（以下「所在地外管局」という）に国外機関投資家のために特殊機構コードを申請して主体情報の登記を行わなければならない。

決済代理人、投資意向金額等の重要情報に変化が発生した場合、登記変更を行わなければならない。このうち、決済代理人に変更が発生したとき、新たな決済代理人が代理協議を持参してもとの決済代理人の所在地外貨局で登記変更を行うこと。投資意向金額およびその他の登記情報に変化が発生したとき、決済代理人を通じてシステムにおいて登記変更を行うこと。

国外機関投資家は、インターバンク債券市場への投資から退出する場合、決済代理人が中国人民

銀行上海本部に退出届出を申請した後、外管局に申請して届出を抹消すること。

3. 決済代理人は、登記で生成した業務証憑により、国外機関投資家のために専用外貨口座（口座性質コード：3400 国外機構/個人国内外貨口座）を開設すること。

専用外貨口座の収入範囲は、国外機関投資家が国外から入金する元本、利息収入、国外機関投資家の人民元専用預金口座（以下「人民元口座」という）から外貨転して振り替える資金および国家外貨管理局の批准を経たその他の収入を含む。支出範囲は、元転して国外機関投資家の人民元口座に振り替える資金、国外に送金する元本と収益および国家外貨管理局の批准を経たその他の支出を含む。

国外機関投資家の専用外貨口座内の資金は、インターバンク債券市場への投資以外のその他の目的に用いてはならない。

4. 決済代理人は、登記で生成した業務証憑およびシステム関連コントロール情報表の内容により、国外機関投資家のために資金の送金・入金および元転・外貨転を取り扱うこと。国外機関投資家が累計で送金する外貨と人民元資金の比率は、累計で入金する外貨と人民元資金の比率と基本的な一致を保持しなければならず、上下の変動は 10%を超えないこと。初回の送金は、上述の比率によらないことができるが、送金する外貨もしくは人民元の金額は入金した外貨もしくは人民元の累計金額の 110%を超えてはならない。
5. 決済代理人は、『国家外貨管理局による「対外金融資産負債および取引統計制度」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2013]43号）、『国家外貨管理局による「金融機関外貨業務データ収集規範（1.0版）」の発布に関する通達』（匯発[2014]18号）、『国家外貨管理局による「銀行を通じて行う国際収支統計申告業務実施細則」の印刷・配布に関する通達』（匯発[2015]27号）およびデータ送付規範（添付文書を参照）に基づき、完全に、正確に、遅滞なく国外機関投資家の関連データを送付しなければならない。
6. 国外機関投資家、決済代理人等に以下の行為があった場合、国家外貨管理局は『中華人民共和国外貨管理条例』により処罰を与える。
 - (1) 規定により情報もしくはデータを報告しない、または報告した情報もしくはデータの内容が不完全である、真実ではない、または虚偽の資料、データもしくは報告情報証明等を提供した場合、
 - (2) 規定により登記を行わない場合、
 - (3) 規定により送金・入金を行わない場合、

- (4) 規定により関連口座を開設もしくは閉鎖を行わない場合、
 - (5) 規定により資金の外貨購入・元転と外貨受取・支払を行わない場合、
 - (6) 規定により国際収支統計申告を行わない場合、
 - (7) 国家外貨管理局のその他の規定に違反した場合。
7. 国外機関投資家が本通達に基づき国家外貨管理局およびその分局、外貨管理部に送付する資料は中国語文書でなければならない。同時に外国語文および中国語訳文を有している場合、中国語文書を基準とする。
8. 適格国外機関投資家（QFII）、人民元適格国外機関投資家（RQFII）によるインターバンク債券市場への投資に関連する外貨管理規定は、なお適格国外機関投資家、人民元適格国外機関投資家の現行の外貨管理規定に基づき執行する。
9. 本通達は、国家外貨管理局が解釈に責任を負う。
10. 本通達は、発布の日から実施する。

各分局、外貨管理部は、遅滞なく本通達を管轄内の中心支局、支局、外資銀行に転送しなければならない。各中資外貨指定銀行は、遅滞なく本通達を各分支機構に転送しなければならない。

執行中、問題に遭遇した場合、遅滞なく国家外貨管理局にフィードバックすること。

連絡電話：010-68402258

添付文書：国外機関投資家データ送付規範〔略〕

国家外貨管理局
2016年5月27日

(日本語仮訳)

中国人民銀行上海本部
公告[2016]第2号

中国人民銀行[2016]第3号の規定に基づき、中国人民銀行上海本部は『国外機関投資家によるインターバンク債券市場投資届出管理実施細則』を制定した。ここに公布・実施する。

付属文書：国外機関投資家によるインターバンク債券市場投資届出管理実施細則

人民銀行上海本部

2016年5月27日

付属文書

国外機関投資家によるインターバンク債券市場投資届出管理実施細則

第1条 国外機関投資家によるインターバンク債券市場投資の届出管理業務を適切に遂行するため、中国人民銀行公告[2016]第3号の規定に基づき（以下『公告』という）、本実施細則を制定する。

第2条 本実施細則がいう国外機関投資家は、『公告』が規定する国外機関投資家を指す。

本実施細則がいう決済代理人は、国際決済業務能力を有し、合わせて国外機関投資家の委託を受けて債券取引および決済を代理するインターバンク市場決済代理人を指す。

第3条 決済代理人は、「自分の顧客を理解する」、「自分の業務を理解する」および「審査の職責を尽くす」の原則に基づき、国外機関投資家に対する資質審査の職責を適切に履行しなければならない。

第4条 条件に合致する国外機関投資家は、決済代理人に委託して中国人民銀行上海本部に投資届出を申請し、決済代理人が代理して『国外機関投資家による中国インターバンク債券市場届出表』（書式は添付表を参考）および決済代理協議を提出することができる。すでにインターバンク債券市場に入った国外機関投資家は、あらためて届出する必要はない。中国人民銀行に別途規定がある場合を除く。

第5条 決済代理人が初めて国外機関投資家を代理して、投資届出を行う場合、中国人民銀行上海本部に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 中国人民銀行が発行するインターバンク債券市場決済代理人の審査・批准の行政許可承認決定書のコピー。
- (2) 国際決済業務能力を有することに関する説明。
- (3) 自己勘定投資管理業務と国外機関を代理した投資業務が資産、人員、システム、制度等の面で完全に分離している状況に関する説明。
- (4) 債券取引と決済代理業務管理制度で、債券取引と決済代理業務管理弁法、業務オペレーションフロー、リスク管理制度、従業員行為規範等を含むがこれに限らない。
- (5) 債券取引と決済代理業務に必要な情報技術施設、技術サポート人員、情報システム管理制度等を備えていることの状況説明。
- (6) 債券取引と決済代理管理の責任を負う部門責任者、業務人員等関連人員がインターバンク債券市場の関連研修に参加して取得した証書のコピー。
- (7) 直近3年違法および重大な規定違反の行為がないことの説明。
- (8) 届出で提出する資料の真実性、正確性、完全性に対して責任を負い、虚偽の記載、誤解を招く陳述もしくは重大な遺漏がなく、国外機関投資家に対して資質審査を行う職責を知悉ならびにすでに履行したことに関する承諾書。
- (9) 中国人民銀行が要求するその他の資料。

第6条 決済代理人が初めて国外機関投資者の委託を受けて資産委託管理サービスを提供する場合、中国人民銀行上海本部に以下の届出資料を補充送付しなければならない。

- (1) 会社業務の経営範囲、ガバナンス構造、内部照合モニタリング制度、リスクコントロール制度に関する説明。
- (2) 専門の委託管理業務部門を設立、良好な委託管理業務能力を有しているか否か、および自己保有資産と受託管理の資産を完全に分離し、受託管理の資産に対して分離記帳管理を実行しているか否かに関する説明。
- (3) 委託管理業務制度で、委託管理業務管理弁法、業務オペレーション規程、リスク管理制度、従業員行為規範、会計勘定弁法等を含むがこれに限らない。
- (4) 委託管理業務の展開に必要な技術施設、技術サポート人員、情報システム管理制度等を有していることの状況説明。
- (5) 委託管理業務の管理を担当する主要責任者、部門責任者、業務人員等がインターバンク債券市場の関連研修に参加して取得した証書のコピー。
- (6) 直近3年に違法および重大な規定違反の行為がないことの説明。
- (7) 届出で提出した資料の真実性、正確性、完全性に対して責任を負い、虚偽の記載、誤解を招く陳述もしくは重大な遺漏がないことに関する承諾書。
- (8) 中国人民銀行が要求するその他の資料。

- 第7条** 中国人民銀行上海本部は、届出申請を受理した日から 20 営業日以内に、規定の条件および手順に基づき届出通知書を発行する。届出通知書は、発行の日から 3 カ月以内に有効とする。あらかじめ届出を申請する場合、必ず状況を説明しなければならない。
- 第8条** 国外機関投資家が、届出完了の日から 9 カ月以内に払い込む投資元本がその届出した予定投資規模の 50%に満たない場合、あらかじめ予定投資規模等の情報を送付しなければならない。国外機関投資家が、関連届出情報を変更する、もしくはインターバンク債券市場から退出する場合、決済代理人に委託して中国人民銀行上海本部に申請および関連資料を提出しなければならない。
- 第9条** 国外機関投資家は、『公告』の関連規定によりインターバンク債券市場で法令遵守で投資業務を展開しなければならない。
- 第10条** 決済代理人は、届出業務に係わる関連資料を適切に保管し、着実に規定の職責を履行しなければならない。毎月初めの 5 営業日以内に中国人民銀行上海本部に前月の国外機関投資家を代理した関連情報および投資業務の展開状況報告を送付すること。重大な問題および異常な状況を発見した場合、遅滞なく中国人民銀行上海本部に報告しなければならない。
- 第11条** 全国インターバンクコールセンター、債券登記委託管理決済機構は、各自の職責に基づき、関連サービスおよびモニタリングを適切に行わなければならない。毎月初めの 5 営業日以内に中国人民銀行上海本部に前月の国外機関投資家の業務展開状況報告を送付すること。
- 第12条** 中国人民銀行上海本部は、面談、立入検査等方式を通して国外機関投資家および決済代理人の関連業務展開状況に対して監督管理を行う権限を有し、内容は以下のとおり。
- (1) 国外機関投資家によるインターバンク債券市場への投資行為の法令遵守状況、
 - (2) 決済代理人による国外機関投資家の委託を受けた届出代理およびサービス提供状況で、特に『公告』第 14 条が列挙する各職責の履行状況、
 - (3) 国外機関投資家および決済代理人による主管部門の業務への協力状況、月次報告、重大もしくは異常な状況の報告提出の適時性、正確性および完全性等。
- 第13条** 国外機関投資家および決済代理人がインターバンク債券市場で業務を展開する過程において違法、規定違反行為が発生した場合、中国人民銀行上海本部は中国人民銀行に報告し、情状の軽重をみて法に基づき訓戒面談、警告通告、業務一時停止、強制退出等の監督管理措置および行政処罰を採る。

第14条 中国人民銀行上海本部は、不定期に決済代理人会議を開催する等の方式を採って、届出管理事項を研究・完善化し、合わせて関連提案を遅滞なく中国人民銀行に報告する。

第15条 本実施細則は、中国人民銀行上海本部が解釈および改定に責任を負う。

第16条 本実施細則は、発布の日より施行する。

添付表1：国外機関投資家中国インターバンク債券市場投資届出表（法人類）〔略〕

添付表2：国外機関投資家中国インターバンク債券市場投資届出表（非法人類）〔略〕

記入説明〔略〕

(日本語仮訳)

中央国債登記決済有限責任公司、全国インターバンクコールセンター、
インターバンク市場清算所株式有限公司
中債字[2016]52号
『国外機関投資家によるインターバンク市場参入のネットワーク接続および
口座開設オペレーションガイドライン』の発布に関する通達

各インターバンク市場決済代理人、国外機関投資家：

中国人民銀行公告[2016]第3号の関連要求を具体化し、国外機関投資家によるインターバンク債券市場の口座開設、ネットワーク接続等のサービス業務を適切に遂行するため、中央国債登記決済有限責任公司、全国インターバンクコールセンターおよびインターバンク市場清算所株式有限公司は共同で「国外機関投資家によるインターバンク市場参入のネットワーク接続および口座開設オペレーションガイドライン」を制定し、合わせて中国人民銀行に報告した。ここに発布を行い、発布の日より実施する。

特にここに通知する。

中央国債登記決済有限責任公司
全国インターバンクコールセンター
インターバンク市場清算所株式有限公司

国外機関投資家によるインターバンク市場参入の
ネットワーク接続および口座開設オペレーションガイドライン

第1条 国外機関投資家によるインターバンク債券市場のネットワーク接続および口座開設プロセスを明確化するため、中国人民銀行公告[2016]第3号の関連要求に基づき、中国人民銀行金融市場司の同意を経て、本ガイドラインを制定する。

第2条 本ガイドラインは、インターバンク債券市場に参入する中華人民共和国国外で法に基づき登録設立した商業銀行、保険会社、証券会社、ファンド管理会社およびその他の資産管理機構等の各種金融機関、上述の金融機関が法令遵守で顧客に向けて発行する投資商品、ならびに年金ファンド、慈善ファンド、寄付ファンド等の中国人民銀行が認めるその他の中長期機関投資家に適用する。

第3条 国外機関投資家がインターバンク債券市場に参入するとき、決済代理人がそれぞれ全国インターバンクコールセンター（以下「インターバンクコールセンター」という）、中央国債登記決済

有限責任公司（以下「中央決済公司」という）およびインターバンク市場清算所株式会社有限公司（以下「上海清算所」という）に書面でネットワーク接続もしくは口座開設の申請を提出する。

第4条 ネットワーク接続もしくは口座開設で提出が必要な資料は以下のとおり。

- (1) 中国人民銀行上海本部が発行する届出通知書、
- (2) 国外機関投資家業務申請表（添付を参照）、
- (3) 口座開設に必要な業務協議署名ページ。

口座開設と関連する業務協議の雛形文書は、中央決済公司および上海清算所が各自のウェブサイトを通じて公開發布する。

第5条 インターバンクコールセンター、中央決済公司および上海清算所は、決済代理人が郵送するネットワーク接続もしくは口座開設資料を受け取った後、関連業務の受理を行う。資料が揃っており誤りがない場合、3 営業日以内にネットワーク接続もしくは口座開設手続を完成させる。資料に欠落がある場合、一括で決済代理人に資料に存在する問題を通知する。

第6条 国外機関投資家は、中国人民銀行上海本部が変更届出を要求する状況が発生した場合、届出完成後に決済代理人がそれぞれインターバンクコールセンター、中央決済公司および上海清算所に書面で以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 中国人民銀行上海本部が発行する届出変更通知書、
- (2) 国外機関投資家業務申請表、
- (3) 変更に必要な業務協議署名ページ。

第7条 国外機関投資家は、届出印鑑等の基本情報を変更する必要がある場合、決済代理人がそれぞれインターバンクコールセンター、中央決済公司および上海清算所に書面で『国外機関投資家業務申請表』を提出して変更を申請する。

第8条 インターバンクコールセンター、中央決済公司および上海清算所は、決済代理人が郵送する変更資料を受け取った後、関連業務の受理を行う。資料が揃っており誤りがない場合、3 営業日以内にネットワーク接続もしくは口座開設手続を完成させる。資料に欠落がある場合、一括で決済代理人に資料に存在する問題を通知する。

第9条 国外機関投資家は、インターバンク債券市場から退出する必要がある場合、決済代理人がそれぞれインターバンクコールセンター、中央決済公司および上海清算所に書面で『国外機関投資

家業務申請表』を提出してネットワーク接続の終了もしくは口座抹消を申請する。

第10条 インターバンクコールセンター、中央決済公司および上海清算所は、決済代理人が郵送するネットワーク接続の終了もしくは口座抹消の資料を受け取った後、資料が揃っており誤りがないことの確認を経た後、口座の残高がなく、未処理の債権債務関係が存在せず、かつすでにすべての納付すべき費用を決済した場合、3 営業日以内にネットワーク接続の終了もしくは口座抹消手続を行う。資料に欠落がある場合、一括で決済代理人に資料に存在する問題を通知する。

第11条 国外非法人商品が終了したとき、インターバンクコールセンター、中央決済公司および上海清算所は、商品満期後の第3 営業日終了時に自動的にネットワーク接続の終了もしくは口座抹消手続を行う。

第12条 インターバンクコールセンター、中央決済公司および上海清算所は、本ガイドラインに対して解釈および改定を行うことに責任を負う。

第13条 本ガイドラインは、公布の日より実施する。

(中国語原文)

国家外汇管理局
汇发[2016]12号
关于境外机构投资者投资银行间债券市场有关外汇管理问题的通知

国家外汇管理局各省、自治区、直辖市分局、外汇管理部，深圳、大连、青岛、厦门、宁波市分局；各中资外汇指定银行：

为规范境外机构投资者投资境内银行间债券市场外汇管理，根据《中华人民共和国外汇管理条例》及相关规定，现就有关外汇管理事项通知如下：

一、 本通知所称境外机构投资者，是指符合《中国人民银行公告（2016）第3号》要求，在中华人民共和国境外依法注册成立的商业银行、保险公司、证券公司、基金管理公司及其他资产管理机构等各类金融机构，上述金融机构依法合规面向客户发行的投资产品，以及养老基金、慈善基金、捐赠基金等中国人民银行认可的其他中长期机构投资者。

二、 境外机构投资者投资境内银行间债券市场应办理登记。境外机构投资者在中国人民银行上海总部的备案通知书有效期内，通过其结算代理人在国家外汇管理局资本项目信息系统（以下简称系统）办理登记。结算代理人应留存境外机构投资者的备案通知书复印件备查。

结算代理人为境外机构投资者首次办理业务登记时，应在系统中查询境外机构投资者是否已有主体信息。没有主体信息的，结算代理人应向国家外汇管理局所在地分局（以下简称所在地外汇局）为境外机构投资者申请特殊机构赋码并办理主体信息登记。

结算代理人、意向投资金额等重要信息发生变化的，需办理变更登记。其中：结算代理人发生变更的，由新的结算代理人持代理协议至原结算代理人所在地外汇局办理变更登记；意向投资金额及其他登记信息发生变化的，通过结算代理人在系统中办理变更登记。

境外机构投资者退出银行间债券市场投资的，由结算代理人向中国人民银行上海总部申请退出备案后，向外汇局申请注销登记。

三、 结算代理人凭登记生成的业务凭证，为境外机构投资者开立专用外汇账户（账户性质代码：3400 境外机构/个人境内外汇账户）。

专用外汇账户收入范围是：境外机构投资者从境外汇入的本金、利息收入、从境外机构投资者人民币专用存款账户（以下简称人民币账户）购汇划入的资金及经国家外汇管理局批准的其他收入；支出范围是：结汇划入境外机构投资者人民币账户的资金、汇出境外的本金和收益及经国家外汇

管理局批准的其他支出。

境外机构投资者专用外汇账户内的资金不得用于银行间债券市场投资以外的其他目的。

- 四、** 结算代理人凭登记生成的业务凭证和系统相关控制信息表的内容，为境外机构投资者办理资金汇出入和结售汇。境外机构投资者累计汇出外汇和人民币资金的比例应与累计汇入外汇和人民币资金的比例保持基本一致，上下波动不超过 10%。首笔汇出可不按上述比例，但汇出外汇或人民币金额不得超过累计汇入外汇或人民币金额的 110%。
- 五、** 结算代理人应按照《国家外汇管理局关于印发〈对外金融资产负债及交易统计制度〉的通知》（汇发[2013]43 号）、《国家外汇管理局关于发布〈金融机构外汇业务数据采集规范（1.0 版）〉的通知》（汇发[2014]18 号）、《国家外汇管理局关于印发〈通过银行进行国际收支统计申报业务实施细则〉的通知》（汇发[2015]27 号）以及数据报送规范（见附件），完整、准确、及时地报送境外机构投资者的相关数据。
- 六、** 境外机构投资者、结算代理人等有以下行为的，国家外汇管理局依据《中华人民共和国外汇管理条例》予以处罚：
- （一）未按规定报告信息或数据，或报告信息或数据内容不全、不实，或提供虚假材料、数据或报告信息证明等；
 - （二）未按规定办理登记的；
 - （三）未按规定办理资金汇出（入）的；
 - （四）未按规定办理相关账户开立或关闭的；
 - （五）未按规定办理资金购结汇、收付汇的；
 - （六）未按规定进行国际收支统计申报的；
 - （七）违反国家外汇管理局其他规定的。
- 七、** 境外机构投资者根据本通知向国家外汇管理局及其分局、外汇管理部报送的材料应为中文文本。同时具有外文和中文文本的，以中文文本为准。
- 八、** 合格境外机构投资者（QFII）、人民币合格境外机构投资者（RQFII）投资银行间债券市场的相关外汇管理规定仍按照合格境外机构投资者、人民币合格境外机构投资者的现行外汇管理规定执行。
- 九、** 本通知由国家外汇管理局负责解释。
- 十、** 本通知自发布之日起实施。

各分局、外汇管理部应及时将本通知转发至辖内中心支局、支局、外资银行。各中资外汇指定银行应尽快将本通知转发各分支机构。

执行中如遇问题，请及时向国家外汇管理局反馈。

联系电话：010-68402258。

附件：境外机构投资者数据报送规范〔略〕

国家外汇管理局
2016年5月27日

(中国語原文)

中国人民银行上海总部 公告〔2016〕第2号

根据中国人民银行公告〔2016〕第3号的规定，中国人民银行上海总部制定了《境外机构投资者投资银行间债券市场备案管理实施细则》，现予公布实施。

附件：境外机构投资者投资银行间债券市场备案管理实施细则

人民银行上海总部

2016年5月27日

境外机构投资者投资银行间债券市场备案管理实施细则

- 第一条** 为做好境外机构投资者投资银行间债券市场备案管理工作，根据中国人民银行公告〔2016〕第3号的规定（以下简称《公告》），制定本实施细则。
- 第二条** 本实施细则所称境外机构投资者，是指《公告》规定的境外机构投资者。
- 本实施细则所称结算代理人，是指具有国际结算业务能力，并受托为境外机构投资者代理债券交易和结算的银行间市场结算代理人。
- 第三条** 结算代理人应按照“了解你的客户”、“了解你的业务”和“尽职审查”的原则，履行好对境外机构投资者资质审核的职责。
- 第四条** 符合条件的境外机构投资者可委托结算代理人向中国人民银行上海总部申请投资备案，由结算代理人代理提交《境外机构投资者投资中国银行间债券市场备案表》（格式见附表）及结算代理协议。已进入银行间债券市场的境外机构投资者无需重新备案。中国人民银行另有规定的除外。
- 第五条** 结算代理人首次代理境外机构投资者进行投资备案的，还需向中国人民银行上海总部提交以下材料：
- （一） 中国人民银行出具的银行间债券市场结算代理人审批准予行政许可决定书复印件；
 - （二） 关于具有国际结算业务能力的说明；
 - （三） 关于自营投资管理业务和代理境外机构投资业务在资产、人员、系统、制度等方面

完全分离情况的说明；

- (四) 代理债券交易与结算业务管理制度，包括但不限于：代理债券交易与结算业务管理办法、业务操作流程、风险管理制度、员工行为规范等；
- (五) 具备开展代理债券交易与结算业务所需的信息技术设施、技术支持人员、信息系统管理制度等的情况说明；
- (六) 负责代理债券交易与结算管理的部门负责人、业务人员等相关人员参加银行间债券市场相关培训获得的证书复印件；
- (七) 最近三年无违法和重大违规行为的说明；
- (八) 关于对备案提交材料的真实性、准确性、完整性负责，无虚假记载、误导性陈述或重大遗漏，知悉并已履行对境外机构投资者进行资质审核职责的承诺书；
- (九) 中国人民银行要求的其他材料。

第六条

结算代理人首次受托为境外机构投资者提供资产托管服务的，应向中国人民银行上海总部补充报送下列备案材料：

- (一) 关于公司业务经营范围、治理结构、内部稽核监控制度、风险控制制度的说明；
- (二) 关于是否设立专门的托管业务部门、具备良好的托管业务能力，以及是否将自有资产和受托管理的资产完全分离、对受托管理的资产实行分账托管的说明；
- (三) 托管业务制度，包括但不限于：托管业务管理办法、业务操作规程、风险管理制度、员工行为规范、会计核算办法等；
- (四) 具有开展托管业务所需的技术设施、技术支持人员、信息系统管理制度等的情况说明；
- (五) 分管托管业务的主要负责人、部门负责人、业务人员等参加银行间债券市场相关培训获得的证书复印件；
- (六) 最近三年无违法和重大违规行为的说明；
- (七) 关于对备案提交材料的真实性、准确性、完整性负责，无虚假记载、误导性陈述或重大遗漏的承诺书；
- (八) 中国人民银行要求的其他材料。

第七条

中国人民银行上海总部自受理备案申请之日起 20 个工作日内，根据规定的条件和程序出具备案通知书，备案通知书自签发之日起三个月内有效。重新申请备案的，须说明情况。

第八条

境外机构投资者自备案完成之日起 9 个月内汇入的投资本金不足其备案拟投资规模 50%的，需重新报送拟投资规模等信息；境外机构投资者变更相关备案信息或退出银行间债券市场的，应委托结算代理人向中国人民银行上海总部提交申请及相关材料。

- 第九条** 境外机构投资者应按《公告》有关规定在银行间债券市场合法合规开展投资业务。
- 第十条** 结算代理人应妥善留存备案工作涉及的相关材料，切实履行规定职责。每月初的前 5 个工作日内向中国人民银行上海总部报送上月代理境外机构投资者的有关信息及投资业务开展情况报告。发现重大问题和异常情况的，应当及时向中国人民银行上海总部报告。
- 第十一条** 全国银行间同业拆借中心、债券登记托管结算机构应根据各自职责，做好相关服务和监测工作。每月初的前 5 个工作日内向中国人民银行上海总部报送上月境外机构投资者的业务开展情况报告。
- 第十二条** 中国人民银行上海总部有权通过约谈、现场检查等方式对境外机构投资者和结算代理人相关业务开展情况进行监督管理，内容包括：
- (一) 境外机构投资者银行间债券市场投资行为合法合规情况；
 - (二) 结算代理人受托为境外机构投资者代理备案和提供服务情况，特别是《公告》第十四条所列各项职责履行情况；
 - (三) 境外机构投资者和结算代理人配合主管部门工作情况，提交月度报告、重大或异常情况报告的及时性、准确性和完整性等。
- 第十三条** 境外机构投资者及结算代理人在银行间债券市场开展业务过程中发生违法、违规行为的，中国人民银行上海总部将上报中国人民银行，视情节轻重依法采取诫勉谈话、警示通告、暂停业务、强制退出等监管措施和行政处罚。
- 第十四条** 中国人民银行上海总部将采取不定期召开结算代理人会议等方式，研究完善备案管理事项，并将有关建议及时向中国人民银行汇报。
- 第十五条** 本实施细则由中国人民银行上海总部负责解释和修订。
- 第十六条** 本实施细则自发布之日起施行。

附表 1 境外机构投资者投资中国银行间债券市场备案表(法人类)〔略〕

附表 2 境外机构投资者投资中国银行间债券市场备案表(非法人类)〔略〕

填表说明〔略〕

(中国語原文)

中央国债登记结算有限责任公司 全国银行间同业拆借中心 银行间市场清算所股份有限公司
中债字〔2016〕52号

关于发布《境外机构投资者进入银行间市场联网和开户操作指引》的通知

各银行间市场结算代理人、境外机构投资者：

为落实中国人民银行公告〔2016〕第3号有关要求，做好境外机构投资者银行间债券市场开户、联网等服务工作，中央国债登记结算有限责任公司、全国银行间同业拆借中心和银行间市场清算所股份有限公司联合制定了《境外机构投资者进入银行间市场联网和开户操作指引》，并报告中国人民银行，现予以发布，自发布之日起实施。

特此通知。

中央国债登记结算有限责任公司
全国银行间同业拆借中心
银行间市场清算所股份有限公司
2016年5月27日

境外机构投资者进入银行间市场联网和开户操作指引

第一条 为了明确境外机构投资者在银行间债券市场联网和开户流程，根据中国人民银行公告〔2016〕第3号有关要求，经中国人民银行金融市场司同意，制定本指引。

第二条 本指引适用于进入银行间债券市场的在中华人民共和国境外依法注册成立的商业银行、保险公司、证券公司、基金管理公司及其他资产管理机构等各类金融机构，上述金融机构依法合规面向客户发行的投资产品，以及养老基金、慈善基金、捐赠基金等中国人民银行认可的其他中长期机构投资者。

第三条 境外机构投资者进入银行间债券市场时，由结算代理人分别向全国银行间同业拆借中心（以下简称“同业拆借中心”）、中央国债登记结算有限责任公司（以下简称“中央结算公司”）和银行间市场清算所股份有限公司（以下简称“上海清算所”）书面提出联网或开户申请。

第四条 联网或开户需提交的材料：

- （一）中国人民银行上海总部出具的备案通知书；
- （二）境外机构投资者业务申请表（见附件）；
- （三）开户所必要的业务协议签署页。

与开户相关业务协议标准文本由中央结算公司和上海清算所通过各自网站公开发布。

第五条 同业拆借中心、中央结算公司和上海清算所在收到结算代理人寄送的联网或开户材料后进行相关业务的受理。材料齐全无误的，在三个工作日内完成联网或开户手续；材料有缺失的，一次性告知结算代理人材料存在的问题。

第六条 境外机构投资者如发生中国人民银行上海总部要求变更备案的情形，应在完成备案后由结算代理人分别向同业拆借中心、中央结算公司和上海清算所书面提交以下材料：

- (一) 中国人民银行上海总部出具的变更备案通知书；
- (二) 境外机构投资者业务申请表；
- (三) 变更所必要的业务协议签署页。

第七条 境外机构投资者如需变更预留印鉴等基本信息，由结算代理人分别向同业拆借中心、中央结算公司和上海清算所书面提交《境外机构投资者业务申请表》申请变更。

第八条 同业拆借中心、中央结算公司和上海清算所在收到结算代理人寄送的变更材料后进行相关业务的受理。材料齐全无误的，在三个工作日内完成变更手续；材料有缺失的，一次性告知结算代理人材料存在的问题。

第九条 境外机构投资者如需退出银行间债券市场，由结算代理人分别向同业拆借中心、中央结算公司和上海清算所书面提交《境外机构投资者业务申请表》申请终止联网或销户。

第十条 同业拆借中心、中央结算公司和上海清算所在收到结算代理人寄送的终止联网或销户材料后，经确认材料齐全无误，账户无余额、不存在未了结的债权债务关系且已结清所有应缴费用的，在三个工作日内办理终止联网或销户手续；材料有缺失的，一次性告知结算代理人材料存在的问题。

第十一条 境外非法人产品终止时，同业拆借中心、中央结算公司和上海清算所将在产品到期后的第三个工作日日终自动办理终止联网或销户手续。

第十二条 同业拆借中心、中央结算公司和上海清算所负责对本指引进行解释和修订。

第十三条 本指引自公布之日起实施。

【ご注意】

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
 - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
 - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。